

## 令和6年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務委託事業者募集要項

### 1 適用

この要項は、令和6年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

別途配布する「仕様書」による。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

奈良県スポーツイノベーション推進本部事務局（奈良県スポーツ振興課内）  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
電話：0742-27-8317 FAX：0742-23-7105

#### (2) 募集要項の配布

- ・配布期間 令和6年4月18日（木曜日）から令和6年4月25日（木曜日）16時まで
- ・配布場所 奈良県スポーツ振興課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/2610.htm>)
- ・配布方法 上記ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 参加意向申出書の提出

- ・提出期限 令和6年4月25日（木曜日）16時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出物 参加意向申出書（様式1）
- ・提出方法 持参または郵送（必着）  
\* 郵送の場合は、発送する旨を事前に担当部局へ電話連絡し、確認を受けること。

#### (4) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和6年5月13日（月曜日）16時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出方法 持参または郵送（必着）
- ・提出物
  - ①参加資格調書（様式2） 1部
  - ②誓約書（様式3） 1部
  - ③企画提案書（様式4、様式4-1、様式4-2、ほか任意） 5部  
\* 企画提案書には提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみ企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。  
\* A4用紙（両面印刷可）10ページ以内とすること。

#### (5) 企画提案書の記載

企画提案書には次のことを記載すること。

- ①スケジュールと体制案  
トレーニングのタイムスケジュールを示すこと。
- ②トレーニングメニュー案  
トレーニングメニューの内容を提案すること。
- ③コーチ案  
②の内容を効果的に実施できるコーチ案を示すこと。
- ④業務スケジュール

## ⑤実施体制

### (6) 質問の受付

- ・受付期間 令和6年4月25日（木曜日）12時まで
- ・提出先 上記3の（1）に示す担当部局
- ・提出方法 質問書(様式9)に質問事項を記載の上、FAXまたはメールにより提出すること。  
\*電話など口頭による質問は原則受け付けない。  
\*メール提出を希望する場合は、担当部局にその旨連絡すること。  
\*質問を提出した際は、担当部局にその旨連絡すること。
- ・回答方法 令和6年4月30日（火曜日）までに、奈良県スポーツ振興課ホームページに掲載する。

## 4 受託者の特定

### (1) 企画提案書等の評価

- ・企画提案書等は、令和6年度ジュニアアスリート育成プログラム実施業務受託者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、下記4の（2）に示す評価項目について採点を行う。なお、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も点数の高い提案者を契約の相手方として特定する。ただし、得点が6割に満たない場合は特定しない。
- ・提案者が1者の場合は、評価基準による評定点が全ての項目で6割以上であり、かつ、選定審査会の合議により認められた者を、契約の相手方として特定する。
- ・提出のあった提案書等については、書面審査を実施する。
- ・書面審査は、令和6年5月15日（水曜日）に行う予定。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

### (2) 評価項目

#### ①企画力（60%）

- ア スケジュールと体制案
- イ トレーニングメニュー案
- ウ コーチ案

#### ②運営・業務遂行能力（30%）

- エ 業務スケジュール
- オ 業務実施体制
- カ 業務実績

#### ③経費算定（10%）

- キ 見積価格

### (3) 契約について

- ・上記4の（1）により特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、上記4の（1）により順位付けられた順に契約締結の協議を行う。
- ・参加意向申出書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約は締結しない。また、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。
- ・契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。
- ・特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。また契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、

損害賠償額が生じる。

- ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥）に該当する場合を除く。）において、奈良県スポーツイノベーション推進本部（以下「推進本部」という。）が推進本部との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

#### (4) その他

採択された提案書は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後改めて推進本部との協議のもと、業務にあたるものとする。

#### 5 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。  
なお、提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 選考結果として企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称及び審査結果概要等の情報公開を行う場合があること並びに県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合があることに留意すること。
- (4) 社会情勢の変動により、推進本部の判断で募集の中止及び契約の解除を行うことがある。また、契約後においては、中止または規模縮小を行うことがある。なお、中止または規模縮小となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うこととし、推進本部は損害賠償を負担しない。
- (5) 本業務の詳細事項及び進め方等については、推進本部の指示に従うこと。
- (6) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。